

# 序章 都市計画マスタープランについて

## 1 計画の背景と目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、中長期的な視点に立ち、まちづくりにおける具体性のある将来ビジョンを確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画です。

忠岡町における現行の都市計画マスタープランは、概ね 10 年間で計画期間として、平成 24 年 3 月に策定しています。

現行計画の策定以降、人口減少・少子高齢化、大規模自然災害の多発化に伴う安全・安心意識の高まり、ICT や IoT など急速な技術革新を背景とした自動運転技術などの活用への期待、世界的な持続可能な開発目標（SDGs）といった社会潮流の大きな変化や、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく「立地適正化計画制度」の創設など、まちづくりに関する新たな国の動向等があります。

それらに加え、上位計画である「南部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第 5 次忠岡町総合計画」が令和 2 年度に改定されたことから、これら上位計画等に即した計画へ改定するとともに、現行計画の策定以降、新たに策定された町の関連計画との整合を図ることが求められます。

このような状況を踏まえ、現行計画の期間満了を迎えるにあたり、将来の都市像や地域のあるべき姿などを示し、土地利用、都市施設等に関する方針を定める「忠岡町都市計画マスタープラン」を改定します。

### 都市計画法第 18 条の 2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

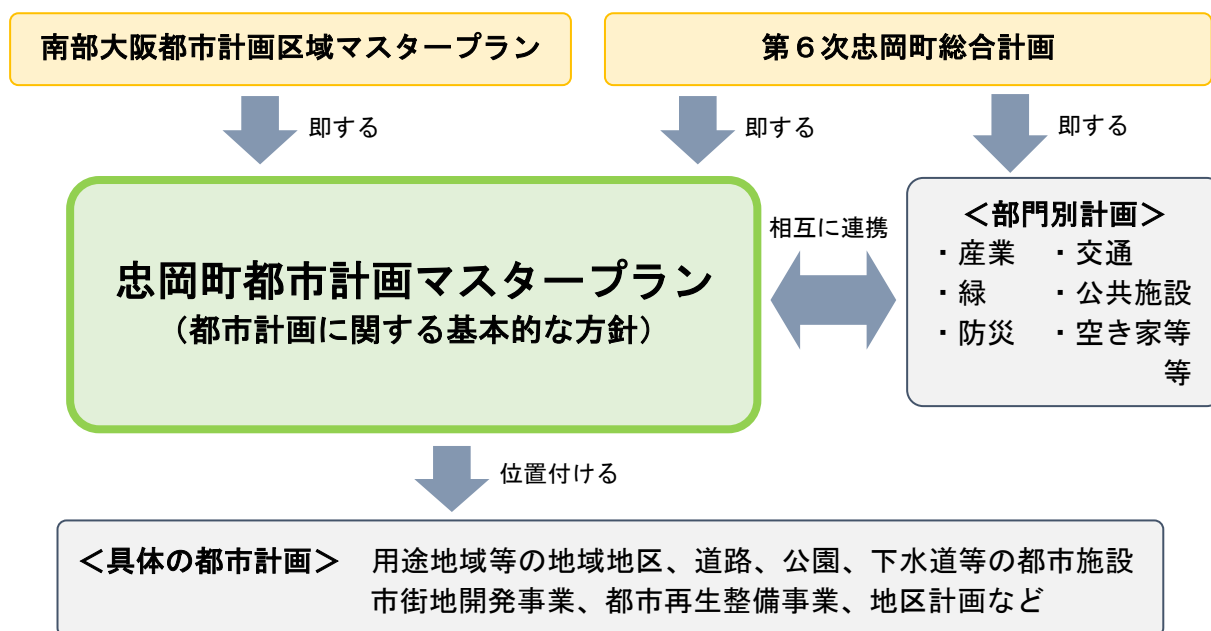
第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 計画の位置付け

本計画は、忠岡町自らが定める都市計画の方針であり、忠岡町が定める具体の都市計画や施策は本計画に即するものとします。

また、大阪府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）」、本町の最上位計画である「第6次忠岡町総合計画」に即するとともに、部門別計画における事業・施策等を位置付けます。

### 計画の位置付け



## 3 計画の対象区域及び期間

### (1) 対象区域

本計画の対象区域は、忠岡町全域とします。

なお、町全域が都市計画区域に指定されています。

### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までとし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、将来の都市像や地域のあるべき姿などについては、概ね20年後を見据えるものとします。